



2023年10月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・33 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

2023年デジタル個人情報保護法

インドにおいては、これまでデジタル個人情報保護法に関する法律が存在しておらず、2017年頃よりデータ保護の問題について認識され検討されていたものの、法案の成立まで至りませんでした。然しながらようやく2023年8月にデジタル個人情報保護法（THE DIGITAL PERSONAL DATA PROTECTION ACT, 2023）が成立し、個人情報保護の観点から期待されています。

今回の法案の主な内容

- 個人データは自発的なデータの共有などの例外を除き、個人の同意がある場合にのみ合法的な目的のために処理することが可能
- データ受託者はデータの正確性を維持し、データを安全に保管し、目的が達成された場合にデータを削除する義務を負う
- 個人に対し情報を入手する権利、訂正・抹消を求める権利、苦情救済の権利等が付与された
- 中央政府はインドデータ保護委員会(Data Protection Board of India) を設立してコンプライアンスを監視し、罰金を課し、データ侵害が発生した場合は必要な措置を取るよう指示が可能

データ受託者の義務

顧客等より個人データの提供を受けるデータ受託者にとって今回の法案は企業の実務に影響を及ぼし、早急に社内体制の構築が求められています。データ受託者義務の主な内容は下記の通りです。

- データの正確性と完全性を確保するために合理的な努力を行う
- データ漏洩を防止するために合理的なセキュリティ保護措置を構築する
- データ漏洩が発生した場合、インドデータ保護委員会および影響を受ける人に通知する
- 目的が達成され法的目的のために保存する必要がなくなった時点で、個人データを消去する(政府機関は除く)

罰則

本法案では罰則が規定されています。個人情報保護対策不履行の場合は最大 25 億ルピー、個人またはインドデータ保護委員会への通知を怠った場合は最大 25 億ルピーなど、今回の法令違反が発生した場合は高額な罰金が課され

ることになります。

その他

本法案では中央政府が通達により制限した国を除き、個人データをインド国外に移転することは認められました。

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

今井 芙紗子（コンサルタント） fu.imai@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

加工食品登録に BPOM 新規制の導入 第 23/2023 号

インドネシアにおける食品と医薬品の監督機関（BPOM）の規制（規則 第 23/2023 号）が、2023 年 9 月 11 日に発効し、従来の規制は廃止した。加工食品業界の生産者、契約当事者、輸入業者に影響が出ると予想されている。

当該の新規制は、事業活動を許可するための事業ライセンス（PB-UMKU）の要件を統合し、コンプライアンスと効率性を改善するために登録とライセンス取得の手続きを合理化するものである。

すべての加工食品は、国産・輸入を問わず、BPOM に登録することが義務付けられている。登録手続きは製品のリスクレベルによって異なるが、以下の段階で登録手続きを行う。

1. BPOM の加工食品登録システムにアカウントを作成
2. 各加工食品について、適正製造規範証明書、危害分析重要管理点証明書、地方自治体の監査結果などの必要書類を含む新規登録申請書を提出
3. 登録料を支払う
4. BPOM が申請を検証
5. BPOM は、加工食品の登録証明書（PB-UMKU）を発行

事業者は、加工食品のすべてのラベルに PB-UMKU 番号を表示しなければならない。新規制はまた、PB-UMKU 保持者に以下のような多くの義務を課している：



- 加工食品の安全性と品質の確保
- 適用されるすべてのインドネシア食品の安全規制のコンプライアンス
- 製造・流通過程の正確な記録の保持
- 加工食品に関するあらゆる有害事象を BPOM に報告すること

新規制に従わない場合、PB-UMKU の停止や取り消しなどの行政処分や刑事訴追を受ける可能性がある。新規制は、2017 年に発行された従来の規制から大きく変更された。より包括的で厳格なものであり、消費者の健康と安全を守るというインドネシアの方針を反映している。

2. 経済・社会ニュース

【インドネシア、主要金利を 6%に引き上げ】

インドネシア中央銀行は、世界経済の不確実性の中で、ルピアを安定させ輸入インフレーションを和らげるために利上げを行った。中銀の目標は、今年のインフレ率を 2%~4%、2024 年には 1.5%~3.5%の範囲内に維持することである。ドルに対して、石炭、パーム油、ニッケルなどの主要な輸出品の価格が高騰しているため、ルピアは隣国の競合通貨に比べて比較的安定水準で推移し、今年初めからわずか 1%の下落にとどまっている。1 ドル = 15,800 ルピアという安値は、原材料を輸入に依存する産業界に懸念を引き起こしている。ルピアの安定しない為替相場は燃料価格の上昇をもたらす、抗議行動への懸念を増大させる可能性がある。さらに、エルニーニョ現象による米の収穫減少により、米の輸入を増加させる可能性がある。中銀は市場への介入を通じてルピアを安定させる計画である。

【IMF 予測：インドネシアのインフレ率が安定】

国際通貨基金（IMF）は、「世界経済見通し 2023 年 10 月版」に関連する最近の報告書の中で、インドネシア経済は今年と 2024 年のそれぞれで 5%の拡大が見込まれるという楽観的な成長予測を発表した。さらに、IMF によると、インドネシアのインフレは 2023 年末には前年比 3.6%に達し、2024 年末には前年比 2.5%で安定する見込みである。IMF の評価では、インドネシアの金融政策が中央銀行の中期インフレ目標と調和していることも強調されている。この整合性は、今後数年間のインドネシア経済の安定に対する前向きな見通しを反映している。インドネシアの一貫した経済成長と慎重な金融政策は、世界経済の課題に直面しているインドネシアの回復力を示すものであり、この地域で事業を展開する投資家や企業にとって期待できる要素となる。

【マレーシアのエアアジアがガルーダ・インドネシア航空と提携】

エアアジアの親会社であるキャピタル A は、ガルーダ・インドネシア航空と提携し、旅客便とロジスティクスにおける協力を強化した。両社は相互乗り入れ契約を締結し、どちらのプラットフォームでも航空券を予約でき、乗客は両社を組み合わせることで旅程を計画しやすくなる。この提携は、フライトネットワークの拡充、販売促進、貨物便での協力を目指しており、さらにコードシェアや他の航空会社向けの低料金メンテナンスサービスについても検討中である。

【ソーシャルメディア上での電子商取引を禁止】

インドネシアでは、ソーシャルメディアプラットフォーム上での電子商取引が禁止され、主に TikTok とそのショッピング機能が影響を受けている。この禁止規制は、零細企業に害を及ぼす価格競争を防ぐために実施された。さらに、インドネシアの電子商取引プラットフォームは、特定の輸入品に対して最低価格を 100 ドルに設定しなければならない。BMI リサーチによれば、この規制は主にソーシャル電子商取引に依存している TikTok に影響を与える見込みである。

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoruan (Alex, コンサルタント) alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>



オーストラリア

1. 最近の出来事総集編 (2023年9月1日~10月13日)

- Airbnb (エアビー) の規制強化について。サービス提供者に対して、年間 AUD350 の登録料と、提供日数について 180 日を上限とする規制の導入を検討していると発表がありました。エアビー登録件数が増加した結果、メルボルンの住居の空室率が現状 0.8%となっているためです。ヨーロッパの主要国が 2.6%、アメリカ 3.1%と比較しても低い水準であることがうかがえます。
- Payroll tax (給与税) の免除について。Payroll tax は年間の従業員への給与支払総額が一定額を超えた場合に課税される州税です。VIC 州と NSW 州で、免税対象であった医療分野の事業体についても今後は一部 Payroll tax の対象とする旨の発表がありました。
- Day light saving (サマータイム) が 10 月 1 日から開始されました。午前 2 時に時計は午前 3 時に調整されています。オーストラリアと日本の会議や渡豪の際には時差にご注意ください。
- Student Visa の規制強化について。政府は学生から手数料等を搾取する教育機関等へのけん制を目的として学生ビザの規制を強化するとコメントしています。今後は、滞在目的のための学生ビザ取得防止のために、授業への出席率等もモニタリングしていくとコメントしています。
- 日豪経済委員会が 10 月 9 日の週に開催されています。1963 年に設立され、今年で 60 回目となる二国間経済委員会のひとつで、経済界・政界から様々な方がメルボルンに集まっています。



2. Director ID の申請

2021年11月より、Director identification number (Director ID) の運用が開始されています。オーストラリアに進出される日本企業から特にお問い合わせが多い内容となりますので再度概要等を紹介いたします。

- Director ID とは？

Director (Director になる予定の者を含む) に付与される 15 ケタの識別番号となります。当 ID は一度取得すれば永遠に記録され、身元の不正使用を防ぐためのものとなっています。

- 申請のタイミング

Director への就任を予定されている方は、就任までに申請が必要になりますのでご注意ください。特に、オーストラリア以外に在住の方は申請のための必要書類の準備に時間を要するため、注意が必要となります。

- 申請方法

① (主にオーストラリア在住の方) myGovID で Standard 以上の identity strength をお持ちの方はオンラインで申請が可能です。

② (主にオーストラリア以外に在住の方) 上記①以外の方でオーストラリア外から申請する場合は通常、書面による申請となります。また、オーストラリア大使館等での日本国パスポート等の原本証明コピー等の取得が必要となります。

- 罰則について

Director ID の取得を怠った場合、刑事上で最大 AUD 16,500、民法上で最大 AUD 1,375,000 の罰金が課される可能性があります。

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士)

hi.torii@faircongrp.com

横山 春紀 (日本国公認会計士) ha.yokoyama@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



シンガポール

Work Permit保持者に係る宿泊施設の事前届出について

シンガポール人材開発省（MOM : Ministry of Manpower）は、CMP（Construction, Marine Shipyard and Process）セクターの企業に対し、2023年9月19日以降、新たにシンガポールへ受け入れるWork Permit保持者（マレーシア人を除く）について、受入可能な宿泊施設の証明の事前提出を義務付けました。

背景として、COVID-19 により発生したプロジェクトの遅れを取り戻すため、シンガポール政府は労働者の積極的な流入及びドミトリーの宿泊スペースの増加を促進してきましたが、労働者の流入にドミトリーの宿泊スペースの増加が追いつかないことから、ドミトリー以外の宿泊施設への滞在が増加しています。当該状況下において、労働者の満足な宿泊場所の確保が必要となる事から、MOM は労働者がシンガポールへ入国する前に、企業に対して受入可能な宿泊施設の証明を要求します。

証明として必要な書類は、賃貸借契約書や宿泊施設提供者との契約が該当し、2023年9月19日以降シンガポールに入国するCMPセクターの新規Work Permit保持者について提出が求められます。

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） ju.ito@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zIdM80>



タイ

1. 従業員の研修費に係る法人税追加控除の期間延長

2023年8月13日に公表されたタイ歳入局長官通達（No.778）により、2022年12月31日に失効している従業員の知識・技能の向上を促進する為の税制優遇措置の期間延長が遡及適用されました。

これにより、2023年1月1日から2025年12月31日までの間に支出された、当局によって承認された研修コースへ参加費、及び従業員研修プログラムを提供するために発生した費用に対して、150%の追加所得控除（合計で250%の控除）が認められることとなります。

タイ歳入局 勅令第 778 号

https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dc778.pdf

2. 高度技術者の給与に係る法人税追加控除の期間延長

2023年8月13日に公表されたタイ歳入局長官通達（No.777）により、2022年12月31日に失効している特定の高度技能者の雇用を奨励する税制優遇措置の期間延長が遡及適用されました。

これにより、2023年1月1日から2025年12月31日までの間に支出された、歳入局長官通達にて定められた科学、技術、工学、数学の分野で高度な技能を有する従業員の給与に対して、給与額の50%の追加所得控除（合計で150%）が認められることとなります。追加所得控除の対象となる従業員の給与は1人当たり月額10万バーツが上限とされています。

タイ歳入局 勅令第 777 号

https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dc777.pdf

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士） yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子（コンサルタント） yu.yamamoto@faircongrp.com



ニュージーランド

1. ニュージーランド総選挙の結果（2023年10月14日）

2023年10月14日、次期4年間のニュージーランド議会の代議員議員120名を選出するための総選挙が行われ、結果、Christopher Luxon 率いる国民党が最多数の議席（50席）を獲得しました。国民党への協力を示している他の政党（Act 党）の獲得議席と合わせると、獲得議席は合計61席と、過半数を超えているため、今後は国民党が優位に立つ政治になることが想定されています。

現時点で、国民党が発表している100 Day Action Planの主なポイントは次の通りです。

- オークランド地域のガソリン税（1リットルあたり11.5セント）の排除
- 労働党政権時に廃止された新規従業員雇用の際の90日間の試用期間の再開
- 無料の乳がん検診の対象者年齢を75歳まで引き上げ
- 反社会的勢力の取締の強化
- 若者による重大犯罪の取締強化

2. 年末年始の各種税金の申告・支払期限

GSTの申告期限は、10月・11月は通常通り、翌月28日となりますが、年末年始は以下の通り異なりますので留意ください。ただし、PAYEの申告・支払期限は年末年始に関わらず、通常通り、申告は給与支給後2日以内、支払は翌月20日が期限となります。

- Goods and Services Tax (GST): 2023年12月28日期限分の申告を2024年1月16日（月）まで延長
- PAYE: 通常通り

（詳細はIRDのウェブサイトをご参照ください）

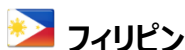
<https://www.ird.govt.nz/managing-my-tax/make-a-payment/when-to-pay>

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子（準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士）sa.hanamoto@faircongrp.com



フィリピン

1. SEC コンプライアンスに関する Amnesty Program 期限延長

フィリピン証券取引委員会（SEC: Security and Exchange Commission）へのコンプライアンスに関するフォーム（EOI: Expression of Interest Form）と関連資料を提出することで、下記 A～E の未提出、提出遅延のある企業に課される罰金額が減額される Amnesty Program が実施されているが、EOI の提出期限が 2023 年 11 月 6 日までに延長された。これが最後の期限延長とされているため、SEC へのコンプライアンスに懸念がある際は、本通達を機にご確認いただきたい。

- A) 過年度の GIS（General Information Sheet）未提出
- B) 過年度の GIS 提出遅延
- C) 過年度の AFS（Audited Financial Statement）、関連資料未提出
- D) 過年度の AFS、関連資料提出遅延
- E) 会社代表電話番号、メールアドレスの通知（SEC Memorandum Circular No. 28）

Amnesty Program に関する SEC サイト: <https://amnesty.sec.gov.ph/>

2. VAT ゼロレートに関する新たな通達の発行について

2023 年 9 月 11 日、内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue: BIR）は歳入覚書回状（Revenue Memorandum Circular: RMC） No.91-2023 を発行した。その目的は、CREATE 法第 18 条第 5 項に基づく付加価値税（VAT）ゼロレートの取り扱いに関する改訂ガイドラインを提供するものである。

主なポイントは以下の通り。

- CREATE 法第 18 条第 5 項に基づく既存の税制優遇措置を受けている登録企業（registered business enterprises: RBEs）は、それぞれの投資促進機関（Investment Promotion Agency : IPA）への登録に従って、輸入に対する関税と VAT の免除を引き続き享受する。
- 法人税の免税期間が経過した登録輸出企業（Registered export enterprises: REEs）は、BIR の電子売上報告システムが完全に運用可能になるまで、または移行期間の終了のいずれか早い方まで、引き続き国内仕入取引に対する VAT の免除を受けることができる。
- エコゾーンまたはフリーポートゾーンに所在している国内市場企業（Domestic market enterprises: DMEs）に分類される RBEs は、VAT 納税者として登録することが認められる。
- 関税の免除、および輸入に対するや国内仕入取引に対する VAT の免除は、REEs の登録されたプロジェクトまたは活動に直接的かつ限定的に使用される商品およびサービスにのみ適用される。
- 当該ルールは将来的に適用されるため、VAT 納税者として登録しているエコゾーンに所在する DMEs は、当該通達の施行日以前に発生した取引に対して VAT 還付を請求することはできない。



FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟 (日本公認会計士) sho.okubo@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUIhhLDo>

★ ベトナム

「ベトナムにおける税金の種類について」

ベトナムには、どのような税金が存在しているか、また税率はどうなっているか、下記の表に記載します。

ベトナム税金の種類、税率など

法人税 CIT	20% (課税所得に対して課税) ・ソフトウェア開発事業、ハイテク産業、一部の工業団地などは、税制優遇あり ・欠損金は最大 5 年間にて繰越可能
法人事業税	無し
法人住民税	無し
個人所得税 PIT (給与所得)	<u>居住者</u> 全世界所得に対して、5%~35%課税 (累進税率) ・基礎控除 : VND11,000,000/月 ・扶養控除 : VND4,400,000/名/月 <u>非居住者</u> ベトナム源泉所得に対して、20%課税 ※基礎控除、扶養控除の適用は不可



個人住民税 (給与所得)	無し								
付加価値税 VAT (消費税)	標準税率：10% ・VAT 不課税：医療、教育、ソフトウェア販売など ・VAT5%適用：水、生鮮食品など ・輸出加工企業（EPE：Export Processing Enterprises）は、VAT 免除								
外国契約者税 FCT	1%～15% 「付加価値税（VAT）部分+法人所得税（CIT）部分」にて構成 ベトナム国外から役務提供（無形サービス）を受ける場合に課税される。 例) <table border="1" data-bbox="486 891 1337 1093"> <tr> <td>一般的なサービス</td> <td>VAT 5% + CIT 5%</td> </tr> <tr> <td>ロイヤルティー</td> <td>VAT 0% + CIT 10%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア購入</td> <td>VAT 0% + CIT 10%</td> </tr> <tr> <td>借入金利息</td> <td>VAT 0% + CIT 5%</td> </tr> </table>	一般的なサービス	VAT 5% + CIT 5%	ロイヤルティー	VAT 0% + CIT 10%	ソフトウェア購入	VAT 0% + CIT 10%	借入金利息	VAT 0% + CIT 5%
一般的なサービス	VAT 5% + CIT 5%								
ロイヤルティー	VAT 0% + CIT 10%								
ソフトウェア購入	VAT 0% + CIT 10%								
借入金利息	VAT 0% + CIT 5%								
相続税	10%（VND10,000,000 以上が課税対象）								
贈与税	10%（VND10,000,000 以上が課税対象）								
ライセンス税 (事業登録税)	VND1,000,000～3,000,000 (資本金により異なる)								
印紙税	無し								
固定資産税	0.03%～0.15% 名称は非農地使用税 (宅地、工業団地用土地、鉱物開拓用土地などが対象)								
都市計画税	無し								
事業所税	無し								

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com

奥迫 一樹 (コンサルタント) ka.okusako@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) hi.fujiwara@faircongrp.com

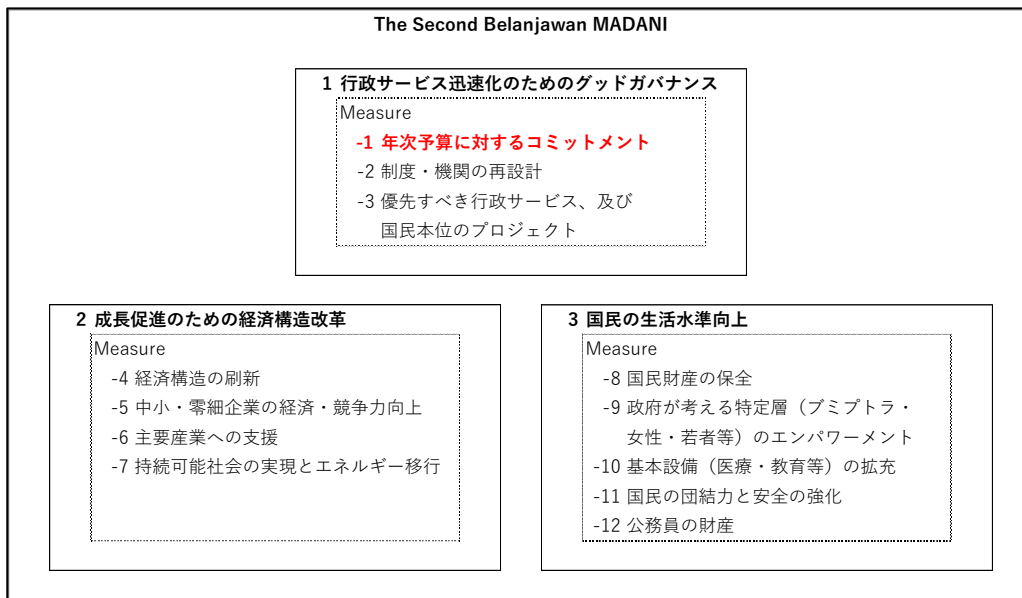


マレーシア

2024 年度 マレーシアの税制改正案

2023 年 10 月 13 日に 2024 年度マレーシア予算案が発表されました。予算案によると、歳出は 2023 年修正推計 3,881 億リンギット (以下、「RM」) に対し 2024 年予算は 3,938 億 RM に (+57 億 RM)、歳入は同 3,032 億 RM から 3,076 億 RM になっています (+44 億 RM)。GDP 成長率は 2023 年は約 4.0%の見込み、2024 年は 4-5%の見込みとされています。2023 年の財政赤字予想は当初予算から変更なく 5.0% (対 GDP 比) ですが、2024 年にはこれを 4.3%まで縮小させるとしています。

今回の予算では、2023 年度の修正予算案発表の際に掲げた MADANI (マレー語で、持続可能性、平穩、革新、敬意、信頼、思いやりを表す現政権のスローガン) の 2 期目予算として、the Second Belanjawan MADANI を掲げており以下の 3 つのテーマで構成されています。



10月13日に公表された税制改正内容は、上記のうち主に1-1「年次予算に対するコミットメント」の中で述べられておりますが、全体として日系企業にとって関係する主なものをいくつか記載します。下記以外の内容については、別途お伝えする予定です。

1. 個人所得税 (Individual Tax)

1.1 医療費控除の拡充

No.	適用年度	内容	所得控除額 (RM)	
			現行	2024賦課年度
1	現行	課税対象者・その配偶者・子女の重篤な疾病	—	10,000まで
2	現行	課税対象者・その配偶者の不妊治療	—	
3	現行	課税対象者・その配偶者・子女のワクチン接種	個別に1,000まで	
4	現行	課税対象者・その配偶者・子女の健康診断等	個別に1,000まで	
5	現行	自閉症・ダウン症等のリハビリテーション等	個別に4,000まで	
6	2024賦課年度(案)	歯科検診等	個別に1,000まで	—

1.2 ライフスタイル控除の再編成

No.	内容	現行 (RM)	No.	内容	2024賦課年度 (RM)
1	本、雑誌、新聞などの購入費用(マレーシアの法律で禁じられているものを除く)	2,500まで	1	本、雑誌、新聞などの購入費用(マレーシアの法律で禁じられているものを除く)	2,500まで
2	コンピュータ、スマートフォン、タブレット購入費用		2	コンピュータ、スマートフォン、タブレット購入費用	
3	ブロードバンドインターネットの契約料		3	ブロードバンドインターネットの契約料	
4	電子新聞の定期購読費用		4	電子新聞の定期購読費用	
5	スポーツ器具の購入費用(例えばゴルフクラブやテニスラケットなど)	500まで	5	自己能力開発費用	1,000まで
6	スポーツジムの会員費		6	スポーツ活動のためのスポーツ器具購入費	
7	スポーツ活動のためのスポーツ器具購入費		7	スポーツ施設の使用料、入場料	
8	スポーツ施設の使用料、入場料		8	スポーツ開発法に基づく承認を受けたスポーツ大会の登録料	
9	スポーツ開発法に基づく承認を受けたスポーツ大会の登録料		9	Sports Development Act 1997に登録されたスポーツを運営するSports Commissioner等に登録された団体でのトレーニング費用	

2. 法人税 (Corporate Tax)

2.1 予定納税の修正申告

2023 年賦課年度までは、予定納税の修正申告は事業年度開始後 6 カ月目の末日と 9 カ月目の末日に認められていますが、2024 年賦課年度以降はこれらに追加して事業年度開始後 11 カ月目の末日も修正申告ができるよう提案されています。

3. 印紙税 (Stamp Duty)

3.1 外国で締結された契約書にかかる印紙税の納付期限

2023 年賦課年度までは、契約書原本がマレーシアに到着した日から 30 日以内とされていましたが、2024 年賦課年度以降は e メールで契約書を受け取った日から 30 日以内にする事が提案されています。

3.2 不動産譲渡にかかる印紙税率の新設

2024 年賦課年度以降は、不動産譲渡契約については、譲渡契約書金額に対し一律 4%の印紙税を課することが提案されています。

4. キャピタルゲイン課税 (Capital Gains Tax)

2023 年度税制改正案公表時に、将来導入するとされていたキャピタルゲイン課税の概要が、今回 2024 年度税制改正案として公表されました。株式の評価方法等、依然として明らかにされていない点はあるものの、今回発表の概要は以下の通りです。

No.	項目	概要
1	対象資産	マレーシアの非上場株式
2	課税対象者	1. 企業 2. 有限責任パートナーシップ 3. 協同組合 4. 信用組合
3	対象法律	Income Tax Act 1967
4	効力発生日	2024年3月1日以降
5	税率	1. 2024年3月1日前取得分…譲渡益の10%、または譲渡額の2% 2. 2024年3月1日以降取得分…譲渡益の10%
6	譲渡日	1. 契約書がある場合…契約書締結日付 2. 契約書がない場合…交渉成立日付
7	譲渡費用	印紙税、法律専門家費用、仲買人費用、仲介手数料等の資産譲渡に要した費用
8	繰越損失	同じ資産の譲渡の場合、10年間は損失の繰り越しが可能
9	課税対象外取引	1. Bursa Malaysia により認められた IPO 銘柄の譲渡 2. グループ内の組織再編に伴う譲渡
10	納税期限	譲渡日から60日以内

5. SST (Sales and Service Tax)

Service Tax の税率は現在 6% ですが、これを 8% まで上げることが提案されています。ただし、過度な国民の負担になることを避けるために、飲食及び通信料については除外されています。一方、Service Tax の対象をロジスティクス、証券取引、カラオケ業にも広げることが提案されています。

6. 国際税務 (International Tax)

グローバルミニマム課税の導入

グローバルミニマム課税制度は、グローバルレベルで 15% の最低実効税率を導入することにより、軽課税国への利益移転につながる有害なタックスプランニングを防ぎ、外国直接投資を誘致する上での各国間の公平な競争条件を確保することを目的とする制度で、対象となるのは、連結売上高が 7.5 億ユーロ以上の多国籍企業とされています。

グローバルミニマム課税の枠組みにおいて、Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax (適格国内ミニマムトップ課税: QDMTT) と呼ばれる課税ルールの適用が示されています。明確な導入時期は明らかにされていませんが、



政府は 2025 年中に導入することを想定しています。

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太朗 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜 (日本国公認会計士) ri.ikeda@faircongrp.com

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。